

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	放射性物質環境汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物等の処理施設に関する収用代替資産の所得に係る5000万円特別控除等の適用
2	要望の内容	<p>平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(以下「放射性物質汚染対処法」という。)に基づく汚染廃棄物等の処理施設の整備を土地収用法第3条の収用適格事業に追加することに伴い、収用等に伴い代替資産を取得した場合に代替資産の取得価額が補償金等より高い場合は資産の譲渡がないものとし、低い場合はその差額分について譲渡があったものとして扱う。</p> <p>また、交換処分等に伴い資産を取得した場合に譲渡資産の譲渡がなかったものとして扱う。</p> <p>加えて、両特例を受けない場合について、長期譲渡所得及び短期譲渡所得についていずれも5,000万円特別控除できるようにする。</p>
3	担当部局	水・大気環境局、廃棄物・リサイクル対策部
4	評価実施時期	平成23年9～10月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	- (新設)
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>政策目的及びその根拠</p> <p>(租税特別措置等により実現しようとする政策目的) 福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染に対処するために成立した放射性物質汚染対処法が全面施行(平成24年1月1日)されると、土壌等の除染等の措置、特定廃棄物の処理が本格化するが、法の円滑な推進のためには、汚染廃棄物等の処理施設の整備が必要不可欠。</p> <p>(政策目的の根拠) 放射性物質汚染対処法</p>
		<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>3. 大気・水・土壌環境等の保全 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進</p>
	達成目標及び測定指標	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標) 汚染廃棄物等の処理施設の整備が的確に図られること。</p>
		<p>(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標) 収用を円滑に進めるための措置であることから設定していない。</p> <p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与) 本税制上の特例措置により事業用地の所得が円滑になることにより、当該施設の整備が推進されることとなる。</p>

8	有効性等	適用数等	-
		減収額	-
		効果・達成目標の実現状況	〈政策目的の実現状況〉(分析対象期間: ~ ) -
			〈租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況〉(分析対象期間: ~ ) -
〈租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響〉(分析対象期間: ~ ) 本措置が新設されなかった場合、事業用地の所得が円滑に進まないおそれがあり、ひいては施設整備が遅延することとなる。			
		〈税収減を是認するような効果の有無〉(分析対象期間: ~ ) -	
9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は資産所有者の収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る非課税措置である。また、資産所有者の収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	平成 23 年度 3 次補正、平成 24 年度予算等において、必要な予算を計上・要求予定。
		地方公共団体が協力する相当性	本税制上の特例措置により施設の整備が推進されることによって、地方公共団体が実施する除染等の措置等がより推進されることになる。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-